

# 夜間中学が切り開く学習の自由 —学習権のグローバルスタンダードを日本に

井上大樹

学習権保障はESD（持続可能な社会への教育）の基礎であり、ユネスコでは1990年代から約20年にわたり世界の識字率を50%超に押し上げるべく様々な推進が展開されてきた。一方、日本では義務教育未了者が現在でも約200万人にわたるにも関わらず、学習権の問題として政策化されることは、教育を受ける権利を明記した現憲法下でもほとんどなかった。

夜間中学は戦後、「昼の学校」に行けなかった人々の学ぶ場として義務教育未了者の学習権の保障を実質的に行ってきた。そこには、貧困や家庭環境の困難、戦争や差別、在日朝鮮・韓国人、中国ほか残留日本人孤児、外国からの労働者とその家族、不登校・ひきこもりなど、学校に通うことから排除されてきた人々が集まり、真に社会生活に必要な知識の習得に励む姿があった。「生活基本漢字」に代表されるように夜間中学の教育から市民に必要な教育内容、方法論が提示できる「財産」も60年余りにわたって蓄積されてきた。研究面での議論については、2016年設立の基礎教育学会によって市民、研究者、官僚の共同によって全面展開をはじめた。

現在の日本の教育政策は、憲法改正が自明であるかのように国家への従属を国民の「価値観」から統制せんとする動きが着実に進められている。しかし、2016年末に成立した「義務教育確保法案」では、義務教育未了者への学習権の保障を国の責任と明記した点では画期的であった。また、成立のプロセスには運動と「良心的」官僚の共同が見られた点も異例であった。ただ、不登校の親の会やフリースクール関係者が強く懸念している「学校に行かない」ことを教育委員会が認定する点など、学習の自由を一顧だに



しない文科省の姿勢が見え隠れする点で「危うい」一面もある。

本特集では、これらの動きや研究動向を「学習の自由」の保障（市民的合意の進展）の視点から分析し、「学び」を国家から市民に取り戻す運動と政策、それを支える研究の課題を明らかにする。

今度の学習指導要領改訂では小学校に外国語科目が導入されるなど「グローバル教育」が強化されている。日本では政策から推進される「グローバル」はもっぱら国際競争へのサバイバルを指す。一方で多国籍企業の相次ぐLGBT（セクシャルマイノリティ）容認など、学習権をはじめとする人権尊重理念が広がっていることは、日本では十分に知られていない。本特集を機に、基礎教育保障について科学者及び市民の目に触れ、課題解決に向けて知見を広く得ることができれば幸いである。

（いのうえ・ひろき：第53期編集委員、  
札幌学院大学）  
（写真提供：小林チヒロ）